

# 答 申 書

令和3年4月15日  
寒川町下水道運営審議会

令和3年4月15日

寒川町長 木村俊雄 様

寒川町下水道運営審議会  
会長 横手 旭



寒川町公共下水道使用料の見直しについて（答申）

令和元年9月12日付け寒下第111号で諮問のあった標記の件について、当審議会において慎重に審議を行った結果、次のとおり答申します。

公共下水道は、将来にわたり都市の快適な生活環境の実現、公共用水域の水質保全など、私たちの生活に欠くことのできない重要な都市施設です。

公共下水道事業を取り巻く状況は、人口の減少に伴う料金収入の減少、施設の老朽化に伴う更新・投資の増大など、公共下水道事業をめぐる経営環境は厳しさが増しつつあり、計画的な事業運営、経営の健全化が急務となっています。

公共下水道事業において、汚水処理に係る費用は受益者である使用者からの使用料により賄うことが原則とされておりますが、平成30年度における汚水処理費の公共下水道使用料による経費回収率は75.7%に留まり、不足分は一般会計からの繰入金で補っている現状です。

今後の経営環境の変化に対応し、公共下水道事業を持続的に行えるよう、経費節減、接続促進等の経営努力、経営の健全化、安定化に向け、適正な受益者負担の観点から、公共下水道使用料の改定はやむを得ないことと判断したものであります。

以上のことを踏まえ、当審議会では、持続的に適正な公共下水道運営を実施して行くために、寒川町公共下水道事業経営戦略、近隣自治体の状況等を鑑み、平均改定率5.6%となる改定を別表のとおり答申いたします。

算定期間は、令和3年10月から令和6年度末とし、改定期間については、令和3年10月から適用することが適当と考えます。

また、今後の使用料改定にあたっては、継続的に経営状況と財政状況を検証し、

社会情勢や経済の動向などに配慮したうえ、令和7年度に経費回収率100%を達成することを目標とされたい。使用者への負担緩和からも令和5年度に13.2%、令和7年度に13.2%の段階的な改定を目指すことが適切である。

この際、使用者の過負担とならないよう、審議会を開催し十分な検討のうえ、使用料改定に努められたい。

なお、今回の諮問事項に対する答申は上記のとおりですが、委員会における審議経過を踏まえ、次のとおり意見を付すこととしましたので、今後における事業運営にあたり配慮してください。

#### 付帯意見

##### (1) 公共下水道事業の経営について

公共下水道事業の経営にあたっては、効率的な運営を常に意識し、今後一層の経営努力に努めるとともに、独立採算の確立を目標とした公共下水道事業の経営に努められたい。

##### (2) 公共下水道への接続促進について

公共下水道事業の投資効果をより高めるため、引き続き未接続者に対しホームページ、広報などでの周知、戸別訪問等による接続の推進を図り、未接続者の減少に努められたい。

##### (3) 公共下水道事業の情報共有について

公共下水道使用料改定については、町民の生活に大きな影響を与えることから、公共下水道使用料の仕組み、財政状況などを、積極的に広報などを活用し、町民の理解が得られるよう努められたい。

以上

(別表)

公共下水道使用料設定

(1か月あたり：税抜き)

種別	区分	排水量	現行	改定後
一般汚水	基本料金	8立方メートル以下の分	707円	747円
	従量料金 (1立方メートルにつき)	8立方メートルを超え 20立方メートル以下の分	91円	96円
		20立方メートルを超え 50立方メートル以下の分	108円	114円
		50立方メートルを超え 100立方メートル以下の分	142円	150円
		100立方メートルを超え 200立方メートル以下の分	160円	169円
		200立方メートルを超え 300立方メートル以下の分	176円	186円
		300立方メートルを超え 500立方メートル以下の分	188円	199円
		500立方メートルを超える分	205円	216円
		公衆浴場 汚水	排水量 1立法メートルにつき	5円